

サンライズストリート交流施設入居者募集にかかる質疑応答集

番号	質問項目	質問内容	佐賀市からの回答
1	申請時の会社名について	運営時は新たにエリアマネジメント会社を立ち上げ、その会社が交流施設の運営を考えています。そのため、申請時の会社名と違うことが予想されますがよろしいでしょうか？	申込関係書類は、会社名を(仮称)として作成して提出ください。 ※今回の公募に参加する事業所と新規に立ち上げるエリアマネジメント会社の代表企業・共同企業体は同一である必要があります。(入居権を別団体に譲渡することはできません。)
2	応募書類について	応募書類の中に飲食店等営業許可書の写しがありますが、申請時には間に合わなくてよろしいでしょうか。	交流施設内で飲食物の提供や販売をされる場合は、営業開始までに飲食店等営業許可が必要となります。しかし、応募申込時点で同許可書を取得できない場合は、次の内容を明記した飲食店等営業許可書取得計画書を添付してください。様式は任意です。 【記載内容】 ・食品衛生責任者養成講習会受講予定日 ・飲食店等営業許可に係る保健所への申請時期 ・許可書取得見込み時期等